昇給の説明に関する項目

国においては、官民の給与は全体では均衡させておりますが、特に50歳台後半層において、民間との給与差が相当程度存在していたことから、これを是正するため、人事院勧告に基づき、平成25年1月から高位号給からの昇格制度の改正、平成26年1月から55歳超職員の昇給抑制を実施しているところでございます。

その後、これらの措置は他府県の多くでも既に実施済みとなっており、国・他府県との均衡やこの間の人事委員会の意見等も踏まえ、国に準じた見直しを実施すべきと考えており、提案しているところですので、ご理解をお願いします。

給与の決定に関する項目

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難でございます。